

答申第 838 号

諮問第 1395 号及び第 1399 号

件名：公害苦情受付・処理簿及びそれに付随する写真及び添付書類一式等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 から 5 までの 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分のうち異議申立ての対象となった部分を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

ア 諮問第 1395 号について

諮問第 1395 号に係る異議申立ての趣旨は、異議申立人 A が平成 27 年 4 月 14 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 28 日及び同年 5 月 29 日付けで行った一部開示決定を取り消し、「法人の印影」以外の開示又は少なくとも「法人の印影」及び「個人の氏名、住所、電話番号その他個人が識別できる部分」以外の開示を求めるというものである。

イ 諮問第 1399 号について

諮問第 1399 号に係る異議申立ての趣旨は、異議申立人 B が平成 27 年 4 月 22 日付けで条例に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 5 月 1 日、同月 7 日及び同年 6 月 5 日付けで行った一部開示決定を取り消し、「法人の印影」以外の開示又は少なくとも「法人の印影」及び「個人の氏名、住所、電話番号その他個人が識別できる部分」以外の開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人 A 及び B の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。なお、異議申立人 A の 4 件の一部開示決定に係る異議申立書並びに異議申立人 B の 3 件の一部開示決定に係る異議申立書及び 2 件の一部開示決定に係る異議申立書における主張は、それぞれ同一の内容であった。

もともと異議申立人は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）や条例で規制されたアスベスト関連工事における法違反に対し、県の指導内容などの公表を求めた情報公開請求した。本件一部開示決定は、当該請求に対するものである。

よって、本件一部開示決定で公表された資料は、違法行為が確認されたアスベスト関連工事における県の指導内容となっている。

本件一部不開示決定通知の別紙によれば、法人名や指導票交付日の公表により「当該法人の正当な利益を害するおそれがある」などと主張する。しかしながら、アスベスト除去工事において指導を受けるような違反行為があった以上、その事実は公表されるべきであり、仮にそれによって何らかの不利益があったとしても、法違反によるものである以上、「当該法人の正当な利益を害する」ことにはならず、本件処分は不当である。

また、法違反を犯した企業名の公表などは、再発防止などを目的に行政が報道発表などで日常的かつ積極的に実施していることであり、そもそも情報公開手続きを要しない事柄である。そうした情報開示請求してさえ非公表とする今回の判断は、情報公開制度を揺るがすものであり、許し難い。

指導票交付日については、交付日を明らかにすることにより、「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、およそ考えられない。すでに述べたように、法違反を行った事業者に対する指導・処分内容の公表は、行政が日常的に実施しており、そこでは指導年月日なども当然公表されている。よって本件処分は不当である。

愛知県（以下「県」という。）においても、こうした発表は日常的に行われている。たとえば、県ホームページには、2013 年 12 月 26 日付け「豚肉の不適正表示等に関する JAS 法及び景品表示法に基づく指示について」と題する記者発表において、指導した事業者名や指導日を公表しており、このことから県においてもこれらが公表事項であることは明らか。

さらに当該の開示請求内容は、アスベスト除去工事における指導内容についてであり、アスベストの漏えい事故などが起これば、国民の命にかかわる重要な事柄である。仮に上記のいずれもがなんらかの「支障」に当たるとしても、開示する必要がある。

事実、県においても、たとえば、2006 年 7 月 20 日付の一部開示決定「18 海総第 21 号」で開示された指示書や指導票のように、今回非開示とされた内容について何の問題もなく開示してきた経緯があり、今回の決定は明らかに不当。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人 A

及び B に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人 A 及び B からそれぞれ意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。なお、異議申立人 A 及び B の意見書における主張は、異議申立人 A に係る諮問第 1395 号の対象に文書 1 から文書 4 までは含まれていないため、異議申立人 A の意見書にそれらの文書に関する記述がないほか、ほぼ同一の内容であった。

(ア) 過去の条例に基づく開示及び答申について

県や県情報公開審査会が知らないはずはないことであるが、県は以前から行政処分になっていない指導案件についても、情報公開請求に対し、指導文書などを公表してきた。

例えば、条例に基づく開示請求に関し、これまでも 2006 年 7 月 20 日付の一部開示決定「18 海総第 21 号」や 2006 年 7 月 11 日付の一部開示決定「18 海総第 26 号」などのように、廃棄物処理施設の指導記録、苦情処理などでは事業者名や指導日、指導内容、苦情先事業者名、苦情・指導日時など、今回の情報公開請求では非開示とされた内容についても公開している。

これらの案件は行政指導のみで改善命令などは出されていないが、いずれも今回の情報公開請求では非開示とされた内容が開示されており、県においても廃棄物行政に関連した情報公開ではこうした事項の開示は当然になすべき事項であると捉えられてきた。

もともと県は違法行為を犯した事業者についての情報公開に消極的で、1999 年ごろには指導票自体が不開示とされてきた。

しかし、当時廃棄物問題に取り組んできた住民がそうした県の姿勢はおかしいと考え、県情報公開審査会に対し、異議申立てを行ってきた結果、2001 年 3 月 30 日付「答申第 149 号」や同「答申第 151 号」により、指導内容などの開示がされるに至った。そして異議申立人 B は当時から情報公開の改善に取り組んできた 1 人である。

これら 2 つの答申はいずれも住民側の「事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するために開示することが必要」との主張と、県側の「指導事務等の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼす」などの主張が対立したもので、当時の審査会は「産業廃棄物に係る指導票の取扱いについては、住民の健康の保護・生活環境の保全という公益性の観点からの開示の必要性和、開示による行政運営上の支障、指導後の事業者の改善状況、事業活動上の正当な利益等を総合的に勘案していく必要がある」との観点で検討した。

その結果、「本件事業場に関する法の規定に抵触する行為の改善を求めたものであって、公益上の見地から開示をしても、今後の産業廃棄

物処理に関する指導事務等の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれは少ないと認められる」と開示が妥当との判断を示した。

さらに 2001 年 9 月 19 日付「答申第 159 号」においては、事業計画の概要で非開示とされた「排出事業者の名称、所在地及び電話番号並びに廃棄物処理工程図のうち産業廃棄物の運搬先の名称」について、「顧客に関する情報であり、同業者等における競争上の利害にかかわる情報」と認めつつも、「周辺住民等の健康を保護するために開示することが要請されており、このような情報が開示されることは、産業廃棄物処理業者にとっても、近隣住民等に対する不安感を取り除き、産業廃棄物処理業についての理解を得るために必要であると認められる」として両者を比較した。

そのうえで、「このような産業廃棄物処理業を取り巻く社会状況や法の趣旨から判断すると、産業廃棄物処理業者は産業廃棄物処理に際しそれ相応の責任を負わなければならない、その責任を果たす上からも、産業廃棄物処理業の運営状況や周辺住民等への影響を検討する上で重要な情報である事業計画の概要のうち排出事業者の名称、所在地及び電話番号は、開示したとしても、本件事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合には該当しないものというべきである。また、産業廃棄物の排出事業者にとっても競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合には該当しない」として開示が妥当と判断した。

その結果、違法行為をした産廃施設からどこに廃棄物が運搬されていったかという「運び先」の情報や廃棄物の出所である排出事業者の情報、土地の使用賃貸契約書を公開するよう命じる画期的な判断をしている。

このように、県においては、住民による異議申立てに対し、情報公開審査会が生命の危険や公益性の観点から開示を求める判断を示し、その結果、県が従って開示するという形で情報公開が進んできた。

これに対し、アスベストの違法工事をめぐる指導票などの発出先の事業者名や日付などを公開するよう 2014 年に異議申立てがあった際に、どういうわけか過去の答申を完全に無視し、紋切り型の理由により不開示を妥当と判断したことは（答申第 728 号）、これまでの情報公開の判断と齟齬^{そご}をきたしており、許し難いものといえる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）には有害性の高さから特別に管理が必要な「特別管理廃棄物」を定めている。そして、アスベストは 1993 年から「特別管理廃棄物」に指定されており、2001 年の前出答申の段階にお

いてまさに「人の生命、健康」への影響が懸念され、公開が妥当とした理由となる有害物質である。

建築物などに使用されたアスベストは不要物、すなわち廃棄物として廃棄される場合には、飛散性のアスベストの場合は「特別管理廃棄物」に該当する。しかし、建築物においてアスベストを含有する建材の除去が行われる際、しばしばその対策が不十分なため、アスベストが周辺に飛散する。そうなった場合、周辺住民がアスベストに曝露^{ばく}するおそれがある。

過去の廃棄物問題では、廃棄物が運ばれて処理される廃棄物処理施設におけるダイオキシンをはじめとする有害物質の飛散・排出などが問題になった。アスベスト問題においては、すでにアスベスト製品の製造工場がすべてなくなった現在、そうした廃棄物処理施設の問題はもちろんだが、その上流にある解体現場の除去作業や違法工事による飛散が「主要な発生源」とされている。すなわち、解体におけるアスベストの問題がしばしば報じられているのは、解体現場などは過去の廃棄物処理施設と同様に、周辺住民の生命を危険にさらす有害物質の発生源といえるからである。

このような観点からは、廃棄物が問題とされた当時の県情報公開審査会は人の生命や健康への「懸念」による開示が妥当と判断していたにもかかわらず、すでに多数の被害者が出ているアスベストについては、「あえて」非開示が妥当との判断をしたことは、住民の生命や健康への影響を無視した暴挙としか言いようがない。

県情報公開審査会は、この明らかに誤った判断について是正し、改めて開示の判断をするのが当然である。また、答申第 728 号において、なぜ過去の答申をすべて覆す判断にいたったのか、その経緯を明らかにする義務がある。

(イ) アスベストの危険性の過小評価について

かつて「奇跡の鉱物」と呼ばれたアスベスト（石綿）は不燃性、耐熱性に優れるとされ、様々な製品に利用されてきた。約 1000 万トン輸入されたアスベストの大半は建築材料として使用され、ある調査結果によれば、9 割以上が建材利用だった。

2005 年に兵庫県尼崎市のクボタの旧工場周辺でアスベストを扱った職歴などのない一般住民に中皮腫などのアスベスト被害が発生していることが明らかになった「クボタショック」により、アスベストが大きな社会問題になった。クボタに対して救済金の支払いを求める住民は現在では 300 人を超え、同工場の労働者も含めると 500 人以上に達する。

わが国ではアスベスト由来とみられる中皮腫による死亡者が増え続けており、現在では年間約 1400 人に達する。アスベスト由来の肺がんは世界保健機関（WHO）の推計では最低でも中皮腫の 2 倍とされていることから、わが国においても、最低でも年間 4200 人程度がアスベストに由来する中皮腫やアスベスト肺がんにより死亡していることになる。もっとも中皮腫や肺がんはアスベストの曝露^{ばく}から数十年後に発症するため、現在こうしたアスベスト関連疾患を発症している人たちは数十年前のアスベスト曝露^{ばく}による被害者である。

では、現在のアスベスト発生源はどこか。わが国では 2006 年にアスベストの製造、使用などが原則禁止され、アスベスト製品の製造工場はすべて閉鎖された。

そのため、現在の最大のアスベスト発生源は過去にアスベストが使用された建物の解体・改築工事である。このことは、環境省の「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.0 版）」が、「解体現場等が我が国におけるアスベスト繊維の主要な発生源である」と記載していることから裏付けられる。

国土交通省の推計によると、アスベストが使用された建築物は 2028 年ごろに解体ピークを迎えると推計されており、2018 年から 20 年間はアスベストが使用された建築物の解体がもっとも多い期間と予測されている。現在、全国的にこのような建築物の改築・解体が増加しており、愛知県内もこの例に漏れない。

アスベストはきわめて飛散しやすく、通常の作業方法では飛び散ってしまい、体内に吸い込むことで、上述した肺がん、中皮腫などアスベスト関連疾患を発症するため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物処理法などで予防や飛散防止等が図られている。

ところが、もっとも飛散しやすい吹き付けアスベストでさえ、現在ではきちんと調査・分析されないまま建物が違法に解体されることは珍しくない。

ましてや、屋根や外壁などに使用されるスレートなどのアスベスト含有成形板にいたっては、半数以上の解体工事で適正に除去されないまま違法工事が行われていることを 2012 年に川崎市が環境省の石綿飛散防止専門委員会で報告している。

つまり、解体・改修工事などでアスベスト対策が不十分の場合、労働者が曝露^{ばく}するだけでなく、アスベストは周辺にも飛散し、周辺住民などにも数十年後に中皮腫などを発症するおそれを生じさせる。

ちなみに、中皮腫にはどれだけの曝露^{ばく}であれば発症しないとの閾値^{しきい}はなく、わずかの曝露^{ばく}でも発症するリスクがある。もちろん、曝露量

が増えれば発症リスクは増大する。

例えば、わが国でしばしば引用される大気汚染防止法における敷地境界で1リットルあたりアスベスト繊維が10本以下という基準は、1000人に数人の中皮腫死亡者が発生するリスクを生む基準である。そして、環境省は^{しきい}閾値のない発がん物質に対する環境基準は少なくとも10万人に1人の発症リスクとするよう求めており、1リットルあたり10本の敷地境界基準はそれに比べると100倍緩い基準ということになる。

また、環境省が実施している一般環境中のアスベスト濃度調査では、住宅地などアスベスト発生源のない地域ではほぼ検出されないレベルであり、全国平均でも1リットルあたり0.16本（2014年度）にすぎない。しかし、この数値であっても、10万人に数人の中皮腫死亡者が発生するリスクであることから、現在、環境省は「1リットルあたり1本超」を異常値としている。つまり、大気中から検出されるだけで、かなり発症リスクが高いのがアスベストである。

ところが、今回の情報公開において、県は（違法工事によるアスベストの飛散があつたとしても）「周辺の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられた」などと根拠すら示さずにアスベストの危険性を軽視した判断をしている。上記のような深刻な被害状況をみれば、県の判断は明らかに間違っていると言わざるを得ない。

上記(ア)でも述べたが、かつて廃棄物処理施設が問題になったのは施設からのダイオキシンをはじめとする有害物質の飛散・排出による周辺住民への健康被害の懸念によるものである。

そして、アスベストは特別管理廃棄物にも該当する。国際がん研究機関（IARC）が認める第一級の発がん物質で、^{しきい}閾値も存在しない。日本においても毎年約1400人が中皮腫により死亡しており、肺がんを含めると毎年約4200人の死者が出ていると推定される、きわめて有害な発がん物質で、廃棄物問題で住民の生命の危険が懸念された有害物質にそもそもアスベストも含まれている。

問題の本質は、すでに述べたように、かつて廃棄物処理施設がそうした発生源として問題になったわけだが、アスベストの場合、解体現場の除去作業や違法工事による飛散が「主要な発生源」である以上、今回の情報公開においても生命の危険や公益性の観点から非開示となった情報が開示されるのが当然である。

そもそも、大気汚染防止法や労働安全衛生法ではアスベスト除去作業は届出義務があり、その場合、作業現場において事業者名や工事時期、工事内容、アスベスト調査結果などの揭示義務が存在する。さらに、労働安全衛生法では届出が不要な場合においても、建築物などの

解体・改修工事においては、当該建築物のアスベスト調査の結果について必ず掲示する義務があり、その掲示事項には事業者名も含まれる。すなわち、解体工事におけるアスベスト対策の重要性から、事業者はその責任において調査結果などを公表する義務が課せられているのである。その結果、解体工事中であれば、工事現場に行けば事業者名や調査結果などは掲示されているものであり、アスベスト除去を伴う場合には工事期間なども記載がある。したがって今回の情報公開で非開示にされた内容は、本来は公にされている情報、あるいは公にされることが当たり前の情報であることも付け加えておく。

(ウ) 情報公開対象案件の具体的な危険性について

今回の情報公開において、県は「周辺の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられた」などと根拠をいっさい示さずにアスベストの危険性を軽視した判断をしている。

上記(ア)及び(イ)で述べたとおり、アスベスト被害の深刻さや解体時などの飛散の危険からこの判断は明らかに間違っており、開示されることが当然であるが、情報公開対象となった個別の案件における危険性についても若干指摘しておく。

まず指導相手や指導年月日などが不開示にされた文書 3、5 及び 7 のうち、文書 5 及び 7 は建物の解体時にアスベストの事前調査を適正に実施していなかった労働安全衛生法（安衛法）、石綿障害予防規則（石綿則）違反の案件である。具体的には、吹き付け材が存在するのに分析せず、吹き付け材の確認すら十分していない、きわめてずさんな解体工事である。また、文書 3 は形式的にはアスベスト調査結果などの掲示義務違反のみとなっているが、開示文書に示された報告内容からは事前調査が適正に実施されたのか不明確であり、上記の 2 件と同様の違反があった可能性もあり、安全な工事だったと言い切れない。

2014 年改正前の大気汚染防止法ではアスベスト建材の調査・分析義務が存在していなかったため同法では違法ではないのかもしれないが、安衛法、石綿則ではアスベスト建材の調査義務が存在しており、これには明らかに違反している。さらに、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）の調査義務違反でもある。

そもそも建物に使用された建材を設計図書などで調べ、アスベストの含有の可能性がある建材は分析し、アスベストの有無を調べない限り、大気汚染防止法で求められる届出やアスベスト対策の必要性自体を確認することはできない。そのため、案件の当時は大気汚染防止法違反ではないかもしれないが、重大な過失行為である。

これに対し、県は（違法な解体工事によっても）アスベストの飛散はないと勝手に解釈しているが、天井をはがせば、天井裏にたまっていたアスベスト含有の吹き付け材が飛散するため、立ち入り段階ですでに近隣にはアスベストが飛散していた可能性もある。また、事前調査自体が実施されていない以上、事業者や県が気づかなかったアスベスト含有建材の存在も疑われ、アスベスト対策が一切なされなかった以上、その段階で未確認のアスベスト含有建材からの飛散も考えられる。よって、設計図書など提出されていない資料の確認や詳細な工事状況などを確認する必要がある、不開示とされた情報が開示されるべきである。

文書 9 及び文書 11 は「敷地境界又はその外側ではない箇所では高濃度のアスベストが確認されたため、高濃度が発生した原因の究明等を行うよう改善通知を発出することにより行政指導を行った」と県自ら不開示理由説明書でアスベストの外部への飛散を明らかにしている。なお、文書 11 は文書 9 の案件での相手方からの報告書である。

この文書 9 にいたっては、県が事業者へ通知した文書「特定粉じん排出等作業実施に伴うアスベスト濃度測定結果について」において、測定結果とあわせて「相当な高濃度のアスベストが確認されました」と報告し、改善を求めている。つまり、違法工事によって「相当な高濃度のアスベスト」が外部に飛散したことは明らかであり、周辺住民の曝露^{ばく}や被害が懸念される状況である。

それにもかかわらず、県は今回の情報公開案件は「周辺の生活環境に影響を及ぼすものではない」と根拠なく主張しているが、県自身が上記通知において「高濃度アスベストが飛散することにより周辺住民に危害を及ぼすおそれもある」と、周辺住民の被害の危険性を指摘しており、不開示理由説明書における主張は県自身が矛盾した主張をしているものといえる。そうであれば、県が上記通知において「高濃度アスベストが飛散することにより周辺住民に危害を及ぼすおそれもある」と判断している以上、文書 9 及び文書 11 の不開示情報が開示されるべきである。

ちなみに、文書 9 について、県は上記通知文にて言及している「特定粉じん排出等作業実施に伴うアスベスト濃度測定結果」について、別添で事業者には通知していることが記載されているにもかかわらず、情報公開においては開示・不開示の決定すらせず、開示資料からも除外している。

これは、情報公開手続における県の条例違反あるいは手続きミスであり、改めて開示するのが当然である。この案件については立ち入り

検査も行ったと考えられるが、その資料についても同様に判断されておらず、同様に改めて開示決定すべきである。

なお、この案件はおそらく環境省が 2014 年 1 月 20 日に記者発表した愛知県西尾市における飛散事故とみられる。環境省は監視・指導権限を有していないため、事業者名など詳細は明らかにしていないが、事故のあった年月日、所在地のある自治体名、測定結果については記者発表資料に明記されている。この発表資料では、最大 1 リットルあたり 310 本のアモサイト（茶石綿）が隔離養生外に飛散していたことを示しており、外部への飛散は間違いのない事実である。

また、当該記者発表資料では「周辺環境への影響はなかった」と測定結果から考えているが、集じん排気装置の不具合であれば、アスベストの捕集がされないまま除去作業中にアスベストが外部に飛散し続けたことは間違いなく、環境省が主張するように「影響がない」かどうかは単純に判断できない。そして、敷地境界で発がん性の高いアモサイト（茶石綿）が 1 リットルあたり 1 本検出されており、この濃度は生涯曝露^{ばく}で考えると 1 万人に数人の中皮腫被害が出ると疫学調査によって推計されているものである。いずれにせよ、外部へのアスベストの飛散は間違いなく、環境省の調査時以外には、もっと高濃度でアスベストが飛散していた可能性もある。

以上のように、この案件では、県は情報公開に対して測定結果すら出さない一方、環境省はアスベスト飛散事故という重大性から直接権限がないにもかかわらずある程度の情報を公開している。この点からしても、県のアスベスト飛散事故における記者発表や情報公開における対応の誤りは明らかである。

文書 1、文書 6 及び文書 8 は公害苦情受付・処理簿であるが、文書 2 は文書 1 の内容について廃棄物部局からの情報提供、文書 6 は文書 5、文書 8 は文書 7 の各指導のきっかけになった苦情である。これら指導においては、上記のとおり、大気汚染防止法ではないが、アスベストの調査義務違反など重大な法違反が確認された事案である。不開示情報については、過去の情報公開ではこうした部分も含めていたことも踏まえ、開示が当然である。

文書 10 及び文書 11 はそれぞれ文書 5 の指導票、文書 9 の改善通知に対する報告書である以上、不開示との判断はあり得ない。

なお、不開示理由説明書において、県は自ら「立入検査記録における事業者の名称、立入検査年月日、施設又は事業場の名称等については、事業者の利益を害するおそれがある情報とはみなしておらず、開示請求があった際には開示している情報」と告白している。つ

まり、今回の非開示決定は明らかに通常の情報公開における判断を逸脱した対応であるといわざるを得ない。

そもそも単純に「立入検査記録」を情報公開した場合、今回非開示とされた違法性のある案件の事業者名なども公開される。ところが、最初から違法性のある案件と指定して情報公開した場合には非開示となるというのは明らかに不合理であり、誤った判断である。県が自ら今回の非開示決定が誤りであることを認めているとおり、開示が当然の情報である。

(エ) 法違反事例の記者発表と情報公開

県は不開示理由説明書で異議申立人による JAS 法違反の例示について、JAS 法では法規制上公表が義務づけられているためであり、改善通知や指導票の発出段階では「公表が法令等に基づき定められているものではないため、前記の事例と同様に取り扱わなければならないものではない」と主張する。

確かに、法令上の定めがない場合にはその公表については自治体が判断するものであるが、重大な案件などでは記者発表などにより公表するのは当然である。県は否定するが、本来的には自ら積極的に公表すべき情報も存在することを改めて指摘しておく。

この点については、県におけるアスベスト問題についての公表がほかの自治体と比べても遅れていることが上記(ウ)で示した環境省の記者発表資料から明らかといえる。この資料では愛知県内のアスベスト飛散事故について、大気汚染防止法に基づく監視・指導権限を有していない環境省が事案の重大性から記者発表しているのに対し、県はそうした対応をせず、情報公開請求に対しても、詳細な情報を不開示とした。

大気汚染防止法に基づく監視・指導権限を有する自治体の場合は、たとえば埼玉県、神奈川県ではアスベストが飛散する事故があった際には指導段階で記者発表されており、工事届出者名、施工業者名、工事年月日、事故現場の住所、作業内容などが詳細に記載されている。このようにほかの自治体においては、アスベストの飛散が測定結果などで裏付けられた場合は記者発表するのが当然なのである。

アスベスト問題については、多くの自治体では建物などにこれまで把握していなかったアスベスト含有建材の存在が新たに明らかになっただけでも記者発表するのが通例である。新聞などにおいて、しばしばこの建物にアスベストが検出されたとの記事が掲載されているのを目にすることがあると思うが、こうした発表はいくらでもあり、それだけアスベストの曝露^{ばく}が社会的に重大な問題であることを裏付けて

いる。

また、情報公開での対応についても、ほかの自治体では今回県が不開示とした情報についてもきちんと公表される。

すぐとなりの三重県でも同様である。なお、三重県に理由を確認したところ、廃棄物問題での過去の情報公開の答申に基づき、同様の判断に基づく開示であることを明らかにしている。そうであれば、今回の不開示の判断は、県だけが情報公開における方針転換をしたか、アスベスト被害の問題について軽視した結果といわざるを得ない。

(オ) まとめ

県が提出した不開示理由説明書は、大半が一部開示決定時に記載した事項の繰り返しにすぎず、これらの説明の不当性については基本的に異議申立書で指摘したとおりだが、改めて補足する。

本件情報公開においては、特定個人を識別する情報（条例第7条第2号）、法人に関する情報で、法人の正当な利益を害するおそれがあること（条例第7条第3号イ）、さらには、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（条例第7条第6号）といった理由で、事業者名や指導日などが不開示とされている。

確かに、例えば、事業者名等は「特定個人を識別する情報」ではある。しかし、情報公開制度は、行政情報を広く一般に公開することによって、公正で民主的な行政活動を確保することを目的とする制度である。そうであれば、例えば、指導票に氏名等が記載された場合には、当該個人そのものではなく、あくまでも、行政指導、処分等の対象となった法人の代表者、あるいは従業員等としての行為であって、当該個人の私生活にわたる事柄ではなく、プライバシーの中核部分に関する情報ではないから、保護の要請は極めて少ないといえ、その意味で、本条例が個人情報として保護する目的とは意味を異にすると考えられる。

また、条例第7条第3号イで保護されるべき法人等の事業活動は、「健全で適正な事業活動」でなければならず、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合には、「正当な利益を害するおそれ」があっても開示しなければならない（同号ただし書き）。

すなわち、「正当な利益を害するおそれがある」とは、行政文書について公開を原則としていることからすれば、単に行政機関の主観においてその利益が害される恐れがあると判断されるべきではなく、法人等の正当な利益が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められることが必要であると考えられる。

この点、すでに述べたように、情報公開制度は、行政情報を広く一般に公開することによって、公正で民主的な行政活動を確保することを目的とする制度であり、これをもって住民の生命、健康、財産等の保護をも図るものである。

そして、違法工事によるアスベスト被害から県民を守るためには、事業者に対し、大気汚染防止法等の法令を遵守させ、適法な手続による工事を行わせることが不可欠である。

すなわち、行政指導の対象となった法人名や事業場所等が情報公開によって明らかになったことにより、当該法人が違法行為を行ったものと推測され、社会的評価が低下するという懸念はあり得る。

しかし、このような懸念は抽象的なものにすぎず、現実的にそのような社会的評価が低下するとは考えにくく、情報開示によって法人等の正当な利益が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められるとは言えないと考えられる。

事実、条例に基づき、廃棄物処理法違反等、他の法令違反に対し法的対応をした事例に関する指導記録等の行政文書の開示請求がなされた場合には、県民の生命、身体、健康、環境等を保護するため、あるいは公益性の観点から、事業者名や指導日等の情報が開示される運用が行われているが、これによって当該法人の社会的評価が低下したということはない。

つまり、仮に、法律に違反する（ないしは違法性が強く疑われた）法人名や事業場所等について情報公開したことによって当該法人について社会的評価が低下することが懸念されるとしても、情報が公開されることにより、違法工事によるアスベスト^{ばく}曝露の危険から住民の生命、身体、健康の安全を確保することができるのであり、このような住民の生命、身体、健康の安全という利益が優先されるのは当然である。

さらに、情報が公開されることによって、住民もいつ、だれが、どこで、どのようなアスベスト除去作業を行い、どのような違法が生じたのか、また、その作業を行った業者が法令違反を常習としていないか等の事情を知ること、県に対しても監視することが可能となる。

それにより、行政だけではなく住民も一体となって工事を監視することになり、県による違法工事の是正がより適正化され得るのである。つまり、本条例により法人名等の情報が開示されることによって、工事業者に対して、大気汚染防止法の手続をより適正に行うようにさせる抑止的効果を期待することもできるようになるのである。

すでに述べてきたとおり、廃棄物問題などでは県情報公開審査会は

そうした判断を重ねており、県も答申に従って情報公開に応じてきた。事実、廃棄物処理法違反をめぐる情報を公開したことで県に対して起こった訴訟では、県はこうした主張をして勝訴している。

廃棄物に含まれる有害物質が飛散・排出されることに対する「懸念」から情報公開が認められてきた以上、多数の被害者を出しているアスベスト問題においては開示がされないなどということはおよそ考えられないことである。

ましてや、明らかな飛散事故の場合は、記者発表により事業者名や工事場所などの情報を公表するのがほかの自治体では当たり前である。しかも、情報公開では県が開示とした情報などもきちんと開示されている。

県は不開示理由説明書において、「産業廃棄物の処理が不適正に行われた場合には、その周辺の生活環境を悪化させ、周辺住民の生命、健康等に支障を生じさせる可能性があることから、その不適正処理の実態やこれに対する指導及び是正措置の内容を明らかにするための情報は、こうした周辺住民の支障の発生を未然に防ぐためにも、また、周辺住民に対する心理的な不安を除去する上でも、これを開示することが強く求められているものである。このため、産業廃棄物処理業者は、当該不適正処理の実態やこれに対する指導及び是正措置の内容が公にされることは、社会通念上受忍すべき立場にあるというべきであることから、これらが公にされることによって産業廃棄物処理業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。したがって、廃棄物処理法に基づく行政指導に係る文書であっても、一般的に法人の事業活動情報として不開示とされる部分であっても、個人情報、行政運営情報等を除き、基本的に開示している」との見解を明らかにしている。この考え方によるのであれば、多数の死傷者を出し続けているアスベストの問題についても、産業廃棄物の事案と同様の判断をしない理由はないといえる。

以上のように、アスベストによる被害から住民の生命、健康を保護するためには、また、生命の不安を払拭するという公益性のためには、開示の対象となった行政文書における年月日や法人名など不開示情報についても開示することが当然である。

ウ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

(7) 異議申立人 A

この件では、廃棄物だったら公開で、アスベストだったら非公開ということで、あまりにも意味不明なことをやっている。前回出した答

申でもそれをやってしまった。そのことが非常に問題で、それについては、やはりアスベストの問題を十分理解されていないのかなと思う。

アスベストの被害は、平成 27 年に年間で、中皮腫で亡くなった方だけで 1,504 人出ている。これにプラスアルファで肺がんの方が大体 2 倍ぐらいと言われている。アスベスト肺がんの統計がないので他の肺がんと一緒にすると、3,000 人ぐらいの肺がんの被害というのが、WHO の評価で出ている。それで見ると、毎年 4,500 人ぐらい死んでいるということになる。これは、交通事故死より多い。

交通事故は 2015 年、4,117 人で、さっきのを 4,500 人だとすると、交通事故死より多い。肺がんの死亡者は、実際にはもっと多いはずだと、海外では評価されており、場合によっては 3 倍で試算したり、5 倍、7 倍というケースすらある訳で、かなり低く見積もった数字で今の数字になっている。

アスベスト被害というのは、労働安全衛生において一番死者が出ている。労働安全の死亡者が、単純事故で、2015 年で 972 人出ている。一番多いのは転落死で 248 人、交通事故死 189 人、挟まれたり巻き込まれたりで 128 人、これがトップスリーになるが、アスベスト被害で同じ年に労災認定を受けて亡くなられた方は 600 人を超えている。それぐらい、死亡者が一番多いと言われている公害であり、労働安全災害である。

さっきの 4,500 人ぐらい死者が出ているという件であるが、環境被害、周辺の住民の被害者がものすごく出ており、クボタの問題、11 年前に問題になったのを御存知だと思うが、そのクボタの周辺の住民だけで、職業的に扱ったことのない人が 300 人死んでいる。そのうちクボタに救済金を請求しているのは 317 人いて、300 人に対してクボタは、国の認定を受けているので、最終的に救済金を支払っている。そのうちの 296 人が死んでいる。

また、これも御存知ないと思うが、吹き付けのある建物で働いていた方で、直接アスベストを扱う仕事をされていない方で、中皮腫になったりした方が 100 人以上いる。一切触ったことがない人である。

更に言うと、学校の教職員の被害者が 180 人を超えている。

それぐらい、今、建物の被害が大きくなっており、さっきの 100 人は労災だけである。先程 4,500 人ぐらい、日本でアスベスト関連死が出ているということを伝えたが、これは労災だけでなく一般環境による被害も含む。アスベスト被害は、19 世紀ぐらいから実は出ており、この 150 年ぐらいにわたって、残念なことに人がいっぱい死んでいるので、疫学データが非常に豊富にある。大体労災被害が 8 割から 9 割

と言われており、1割2割は環境曝露^{ばく}あるいは家族の被害者である。今、もう日本では、禁止され、アスベストの発生源はない。そうすると、今まで使ったアスベストがこれからのリスクになる。だから、各国、他のアスベストを禁止した国はどんどん規制を強めていて、日本でも規制を強めてきている。

実際に建物による被害も出ており、鉄道の高架下で勤めていた人が、そこに吹き付けられた青石綿が原因で中皮腫を発症されて亡くなっている。それについては建物所有者が責任を負うという判決が出ている。その周辺には、他にも高架下で働いていた人も中皮腫で亡くなった。そういう建物被害者もどんどん出ている。

建物の問題、解体問題というのは、それぐらい、非常にリスクの高いもので、重要なものである。

これからどんどん、実際そういう被害者が出てくるという状況になっている。今回、県が隠した情報の中に、実際の飛散事故の事例があったが、前室で310本漏えいしている。前室は、中が負圧になるので、前室側からアスベストが出ることはあってはならないことである。負圧集じん装置の排気口で110本出ているので、これは、負圧集じん装置の明らかな不具合である。

つまり、負圧集じん装置というのはアスベスト除去のときに周辺にアスベストをまき散らさないための肝になる機械であるが、そのメンテナンスすらまともにできない業者がアスベスト除去をしたということになる。

それで、アスベストを周辺に実際まき散らしている。周辺敷地境界で1本だからと言っているが、一生70年間吸い続ける数字というのは総繊維濃度で0.025本である。これは総繊維濃度なので、アスベスト以外のものを含んだ濃度である。このときの敷地境界濃度は、総繊維濃度が1本で、アスベストが0.035本も出ている。ということは、これをずっと吸い続けると、がんのリスクが増える。実際には敷地境界の1本で健康リスクを評価しているので、これで見ると40倍出ている。

だから、周辺に影響ないというふうに県が言っているのもおかしいが、この件をどれだけ本当に追及したのかも、そこを見ている限り大してない。これだって周辺に、場合によっては少しずつ、これを吸うことによって被害が出ているかもしれない。

実際に、そういう建物由来の、解体とかの由来の被害は、実は、愛知県内で中皮腫になった学校の先生がいて、奥さんと娘さんがお父さんがなぜ亡くなったのか原因を知りたいということで情報公開請求をやったことがある。そのときはちゃんと出てきた。何で出てきたか。

名古屋市だった。県だったら出てこないけど、名古屋市だったらちゃんと出てくる訳である。

それぐらい大事なことを、前回の答申では、ミスした。残念ながら加害者隠しに手を貸したということである。その辺をよく認識して、正していただきたい。

これをやられてしまうと、これからの、特に環境曝露^{ばく}による被害者は、自分たちに対してアスベストを吸わせた原因が分からなくなってしまう。なので、前回の答申は絶対に許せないものである。それをずっと続けていくのかが問われているということを御理解いただきたい。

(イ) 異議申立人 B

私は、平成9年ぐらいから産業廃棄物の問題にずっと関わってきた。その中で、本県、三重県、岐阜県と情報公開度を比較しながら、立入検査簿とか指導票とか、色々なものの公開度を広げてきた経緯がある。立入検査簿を公開することによって、市民が知る、そこで監視活動が出てくる、自分たちの健康を守ることができるということで、情報公開を求め、審査会で認められた経緯がある。

私は、最近では特定の建物のアスベスト問題で、中に吹き付けアスベストがいっぱい使われて、窓ガラスが割れている中、放置されている問題にも取り組んできた。公共施設においても、アスベスト除去工事において不十分な点が沢山あるということを認識している。労災についても十分な手当が受けられないような状況に、今、あると思っている。

こういった情報を公開することによって、県民、市民の意識を変えていく、そして、職員の意識も変えながら、アスベストに対する危険性をみんなが認識するということがとても大切だと思うので、この情報公開は必ずしていただかなければ、アスベストの問題はなかなか解決していかないのではないかとこのように思っている。

特定の建物の問題のときも、私は、毎日、工事現場をパトロールした。その中で、先程、負圧状況を作ったという話があったが、本当にビニールに穴が開いているなど、毎日、県に通報するような活動をしてきている。

やはり、そこで何が起きたか、どんな工事がされたか、ひょっとして飛散するようなトラブルが起きたかもしれない、それをその周りの住民が知ることは、将来何らかの病気で体調が悪くなったときに、早く病名等も特定でき、それなりの、国や自治体からの手当も受けることができると思う。そうした意味で、県民等の健康を守るという意味から、こういった問題は積極的に公開をしていかなければならないと

思っている。

日本は、大変アスベスト問題については遅れている。まだこれから解体される建物、改修される建物には、沢山の吹き付けアスベストやアスベストが含有された建材が使われている。そこで、そういった工事が行われていること、事故が起きたならば、そういったものが公開されながら、私たちの健康は守られていかなければならないと思っているので、是非お願いしたい。

私も色々な自治体のホームページとかも見てみた。やはりこういった事故が起きたということは、公開されている。名古屋市なんか特に公開されており、同じ愛知県の中で、なぜこんなに違うのかということも感じている。他の県にも問合せをしてみたが、やはり産業廃棄物と同じように、企業の利益よりも、住民の健康を守る認識に立って公開されているところが沢山あるので、県としても、そういったところに立って判断をしていただきたい。

色々な所で解体が行われ、その数は本当に大きな数になっている。今このときにオープンにしなければ、多くの方々の健康に影響することだと思うので、この時期にきちんとした判断をしていただきたい。

3 本件異議申立ての併合について

(1) 諮問第 1395 号について

異議申立人 A は、平成 27 年 4 月 28 日付け（文書 5 及び文書 6 に係る一部開示決定並びに文書 7 から文書 9 までに係る一部開示決定）及び同年 5 月 29 日付け（文書 10 に係る一部開示決定及び文書 11 に係る一部開示決定）の合わせて 4 件の一部開示決定に対し、異議申立てを提起しているが、いずれも同一の開示請求書に記載された請求内容に係る一部開示決定に対する異議申立てであり、異議申立ての趣旨及び理由も同一であり、相互に関連性が深いことから、実施機関は、当該異議申立てを併合することとしたものである。

(2) 諮問第 1399 号について

異議申立人 B は、平成 27 年 5 月 1 日付け（文書 1 から文書 4 までに係る一部開示決定）及び同月 7 日付け（文書 5 及び文書 6 に係る一部開示決定並びに文書 7 から文書 9 までに係る一部開示決定）の合わせて 3 件の一部開示決定に対する異議申立て並びに同年 6 月 5 日付け（文書 10 に係る一部開示決定及び文書 11 に係る一部開示決定）の 2 件の一部開示決定に対する異議申立てを提起しているが、いずれも同一の開示請求書に記載された請求内容に係る一部開示決定に対する異議申立てであり、異議申立ての趣旨及び理由も同一であり、相互に関連性が深いものである。

そこで、実施機関は、平成 27 年 5 月 1 日及び同月 7 日付けの一部開示決定に係る異議申立て（諮問第 1396 号）を同年 6 月 5 日付けの一部開示決定に係る異議申立てに併合した（諮問第 1399 号）。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により一部開示としたというものである。なお、諮問第 1395 号の実施機関の主張及び諮問第 1399 号の実施機関の主張は、諮問第 1395 号の対象に文書 1 から文書 4 までは含まれていないため、諮問第 1395 号の不開示理由説明書にそれらの文書に関する記述がないほか、ほぼ同一の内容であるので、諮問第 1399 号の不開示理由説明書に基づいて述べる。

(1) 本件行政文書について

ア 本件開示請求について

本件開示請求書に記載された、大気汚染防止法に基づくアスベスト関連工事において何らかの違反が確認され、指導など法的な対応をした事例に関する対応記録や指導記録などの関連文書として、別表の 1 から 5 までの 1 欄における文書 1 から文書 11 までの公害苦情受付・処理簿、県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室（以下「廃棄物監視指導室」という。）からの連絡文書、事業者に対する指導票及び改善通知並びに事業者からのファクシミリ文書及び報告書を本件行政文書として特定した。

イ 文書 1、文書 6 及び文書 8 について

文書 1、文書 6 及び文書 8 の公害苦情受付・処理簿とは、公害に関して住民等からの苦情申立てがあった場合に、申立ての概要、苦情処理の経過等を記載した文書である。

文書 1 は、県環境部大気環境課（以下「大気環境課」という。）が受け付けた苦情申立てについて、県尾張県民事務所環境保全課（以下「尾張県民事務所」という。）が苦情処理を行った経過が記載された文書であり、公害苦情受付・処理簿並びに添付資料として現場見取図及び現場写真で構成されている。

公害苦情受付・処理簿には苦情件名、苦情受付年月日、苦情の受付及び処理を行った県の担当職員の氏名、苦情申立方法、立入検査対象建物の名称及び所在地、指導の相手方の名称及び業種、公害発生原因物質、苦情申立ての概要、苦情処理の経過（立入検査対象建物の名称、立入検査年月日、指導票を発出した年月日その他処理経過年月日並びに指導の相手方の名称及び担当者の氏名を含む。）等が、現場見取図には立入検査対象建物の住宅地図が、現場写真には立入検査対象建物の写真（指導の相手方の名称、代表者の職及び氏名、監理技術者の氏名及び資格者証交付番号並びに建設業の許可番号及び許可年月日を含む。）、指導の相手方

の名称、所在地及び代表者氏名、建設リサイクル法に基づく届出文書番号等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、苦情受付年月日、立入検査対象建物の名称及び所在地、指導の相手方の名称、担当者の氏名、代表者の職及び氏名、所在地、監理技術者の氏名及び資格者証交付番号並びに建設業の許可番号及び許可年月日、立入検査年月日、指導票を発出した年月日その他処理経過年月日、現場見取図並びに建設リサイクル法に基づく届出文書番号である。

文書 6 は、県新城設楽山村振興事務所環境保全課（当時。以下「新城設楽山村振興事務所」という。）が苦情申立てを受け付け、苦情処理を行った経過が記載された文書であり、公害苦情受付・処理簿並びに添付資料として現場見取図及び現場写真で構成されている。

公害苦情受付・処理簿には苦情件名、苦情受付年月日、苦情の受付及び処理を行った県の担当職員の氏名、苦情申立方法、立入検査対象建物の所在地及び名称、指導の相手方の名称及び担当者の氏名、苦情申立ての概要（立入検査対象建物の所在地及び名称を含む。）、苦情処理の経過（指導の相手方の名称、代表者の職及び氏名並びに担当者の職及び氏名、立入検査対象建物の名称、立入検査年月日、アスベスト除去工事实施予定月並びに指導票を発出した年月日を含む。）等が、現場見取図及び現場写真には立入検査対象建物の地図、写真等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、苦情受付年月日、立入検査対象建物の所在地及び名称、指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、指導の相手方の担当者の職及び氏名、立入検査年月日、アスベスト除去工事实施予定月、指導票を発出した年月日、現場見取図並びに現場写真である。

文書 8 は、県西三河県民事務所環境保全課（以下「西三河県民事務所」という。）が苦情申立てを受け付け、苦情処理を行った経過が記載された文書であり、公害苦情受付・処理簿並びに添付資料として現場見取図、現場写真、建設リサイクル届出書一式、指導時に相手方に手渡した石綿に関する資料、産業廃棄物処理業許可証一式及びアスベスト分析に係る試験報告書で構成されている。

公害苦情受付・処理簿には、苦情件名、苦情受付年月日、苦情の受付及び処理を行った県の担当職員の氏名、苦情申立方法、苦情申立者の氏名、電話番号及び職業、立入検査対象建物の所在地、名称及び業種、公害発生原因物質、苦情申立ての概要（立入検査対象建物の所在地及び名称、指導の相手方の名称並びに苦情申立者の氏名その他苦情申立者を識別できる部分を含む。）、苦情処理の経過（建設リサイクル法に関する届

出年月日、指導票を発出した相手方の名称及び所在地、立入検査年月日、指導票を発出した年月日その他処理経過年月日並びに指導の相手方の担当者の職及び氏名を含む。)等が記載されている。現場見取図及び現場写真には、苦情対象建物の住宅地図及び写真が記載されている。建設リサイクル法に基づく届出書一式には、届出書のほか、分別解体等の計画等、解体工事工程表、届出の委任状、一般建設業許可通知書、現場見取図及び現場写真が添付されている。指導時に相手方に手渡した石綿に関する資料は、愛知県アスベスト対策協議会が開催した講習会の資料である。産業廃棄物処理業許可証一式とは、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証である。アスベスト分析に係る試験報告書には、県への提出年月日、件名、本文、指導票を発出した相手方の名称、所在地、郵便番号、電話番号及び FAX 番号、指導の相手方の担当者の氏名、アスベスト分析に係る報告機関の文書番号、報告年月日、名称及び印影、試料採取日、試験対象建物の所在地及び所有者氏名、試験項目及び方法、試験結果等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、苦情受付年月日、苦情申立者の氏名、電話番号、職業その他苦情申立者を識別できる部分、立入検査対象建物の所在地、名称及び業種、建設リサイクル法に関する届出年月日、指導票を発出した相手方の名称、所在地、郵便番号、電話番号及び FAX 番号、指導の相手方の担当者の職及び氏名、立入検査年月日、指導票を発出した年月日その他処理経過年月日、現場見取図、現場写真、建設リサイクル法に基づく届出書一式、産業廃棄物処理業許可証一式並びにアスベスト分析に係る試験報告書の県への提出年月日、アスベスト分析に係る報告機関の文書番号、報告年月日及び印影、試料採取日並びに試験対象建物の所在地及び所有者氏名である。

ウ 文書 2 について

文書 2 は、文書 1 の大気環境課が受け付けた苦情申立てについて廃棄物監視指導室に情報提供があり、廃棄物監視指導室から尾張県民事務所に送付された連絡文書である。

当該文書には、立入検査予定日、立入検査予定担当者の職及び氏名、廃棄物監視指導室が尾張県民事務所に連絡した年月日、苦情申立てについて別途尾張県民事務所に連絡した大気環境課の担当者の職及び氏名、大気環境課からの連絡の受信日時、苦情申立受信日時、苦情対象建物の名称及び所在地、苦情申立ての内容、苦情対象建物の事業者の廃業日、解体工事に当たって必要な届出の名称等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、立入検査予定日、廃棄物監視指導室が尾張県民事務所に連絡した年月日、大気環境課からの連絡の受信日、苦

情申立受信日、苦情対象建物の名称及び所在地、苦情対象建物の事業者の廃業日並びに解体工事に当たって必要な届出の名称である。

エ 文書 3、文書 5 及び文書 7 について

文書 3、文書 5 及び文書 7 の指導票とは、行政指導の内容を記載した文書である。

文書 3 は、文書 1 の苦情申立てについて、尾張県民事務所が解体工事中の建物に立入検査したところ、大気汚染防止法第 18 条の 17 第 4 項に規定する調査（以下「事前調査」という。）の結果が掲示されていなかったため、当該工事の施工業者に対し、直ちに事前調査を実施し、掲示するとともに、事前調査結果を掲示するまでは解体工事を実施しないよう行政指導した指導票(写)である。

当該文書には、指導票を発出した年月日、指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、指導を行った県の担当職員の所属、職、氏名及び印影、指導対象解体工事が行われた建物の名称、指導内容、指導の相手方の担当者の氏名等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、指導票を発出した年月日、指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、指導対象解体工事が行われた建物の名称並びに指導の相手方の担当者の氏名である。

文書 5 は、文書 6 の苦情申立てについて、新城設楽山村振興事務所が解体工事中の建物に立入検査したところ、建物には吹付け石綿は使用されていなかったが、今後解体工事予定の隣接する建物に吹付け石綿が使用されているおそれがあったため、当該工事の施工業者に対し、あらかじめ吹付け石綿の有無について確認し、その確認結果を報告するよう行政指導した指導票(写)である。

当該文書には、指導票を発出した年月日、指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、指導を行った県の担当職員の所属、職、氏名及び印影、立入検査年月日、指導対象解体工事が行われた建物の所在地、指導内容等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、指導票を発出した年月日、指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、立入検査年月日並びに指導対象解体工事が行われた建物の所在地である。

文書 7 は、文書 8 の苦情申立てについて、事前確認では吹付け石綿がないものとして解体が開始された工事において、天井をはがした裏側に吹付け石綿と思われる物が確認されたため、西三河県民事務所が、当該工事の施工業者に対し、石綿の有無を確認し、その結果を報告するとともに、確認結果が判明するまでは石綿が含有されているものとして取り扱い、石綿が含有されている場合又は含有されているとして扱う場合は、

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書を提出するよう行政指導した指導票(写)である。

当該文書には、指導票を発出した年月日、指導票を発出した相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、指導を行った県の担当職員の所属、職、氏名及び印影、指導対象解体工事が行われた建物の所在地及び所有者の氏名、指導内容、指導の相手方の担当者の氏名等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、指導票を発出した年月日、指導票を発出した相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、指導対象解体工事が行われた建物の所在地及び所有者の氏名並びに指導の相手方の担当者の氏名である。

オ 文書 4 について

文書 4 は、文書 3 の指導票に対して相手方から尾張県民事務所に送信された 2 回分のファクシミリ文書であり、FAX 送信状及び事前調査結果の掲示内容の案から構成されている。

FAX 送信状には、指導の相手方の名称、所在地、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス、ファクシミリ発信年月日、指導対象解体工事が行われた建物の名称、送信先の県の担当職員の所属、氏名及び印影、送信内容、送信枚数等が、事前調査結果の掲示内容の案には、県からの指示内容、指導の相手方の名称、代表者の職及び氏名並びに所在地、指導対象解体工事が行われた建物の名称、調査終了年月日、看板表示日、解体工事期間、調査方法の概要、調査結果、現場責任者の氏名及び連絡先、石綿作業主任者の氏名等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、指導の相手方の名称、代表者の職及び氏名、所在地、電話番号、FAX 番号並びに電子メールアドレス、ファクシミリ発信年月日、指導対象解体工事が行われた建物の名称、調査終了年月日、看板表示日、解体工事期間、現場責任者の氏名及び連絡先並びに石綿作業主任者の氏名である。

カ 文書 9 について

文書 9 は、指導票と同様に、行政指導の内容が記載された改善通知である。

当該文書は、アスベスト除去工事に伴うアスベスト濃度測定結果において、敷地境界又はその外側ではない箇所で高濃度のアスベストが確認されたため、当該工事の施工業者に対し、高濃度が発生した原因を究明するとともに、今後の同様作業の的確な実施に資するため作業の実施方法等についても再検討し、その結果を報告するよう行政指導した文書であり、通知文及び添付資料としてのアスベスト濃度測定結果で構成されている。

通知文には文書番号、改善通知を発出した年月日、改善通知を発出した相手方の名称並びに代表者の職及び氏名その他改善通知を発出した相手方が識別できる部分、アスベスト濃度測定を実施した年月日、改善通知対象アスベスト除去工事が行われた建物の所在地及び名称、アスベスト除去作業の実施方法等の検討結果報告期限、改善通知を行った県の担当の所属及び電話番号等が、アスベスト濃度測定結果には地点ごとのアスベスト濃度測定結果等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、文書番号、改善通知を発出した年月日、改善通知を発出した相手方の名称並びに代表者の職及び氏名その他改善通知を発出した相手方が識別できる部分、アスベスト濃度測定を実施した年月日、改善通知対象アスベスト除去工事が行われた建物の所在地及び名称、アスベスト除去作業の実施方法等の検討結果報告期限並びにアスベスト濃度測定結果である。

キ 文書 10 及び文書 11 について

文書 10 は、文書 5 の指導票に対して相手方から新城設楽山村振興事務所に提出された報告書であり、報告書本文、アスベスト除去施工計画書及びアスベスト分析・測定報告書で構成されている。文書 11 は、文書 9 の改善通知に対して相手方から西三河県民事務所に提出された報告書である。

文書 10 の報告書本文には、報告書の報告年月日、県の受付年月日、指導の相手方の所在地、名称、代表者の職及び氏名、電話番号並びに印影、指導票の発出年月日、吹付け石綿の有無及びその判断根拠等が、アスベスト除去施工計画書には、施工計画、主要機器・材料、施工方法、安全衛生管理の基本方針、現場の安全衛生管理及び公害防止対策が、アスベスト分析・測定報告書には、指導の相手方の名称及び担当者の氏名、指導対象解体工事が行われた建物の名称及び用途、報告書の提出年月日、測定法人の所在地、名称及び印影、試料採取年月日、試験実施期間、測定結果、供試品写真（試料の受付年月日及び施設の名称を含む。）、X 線回析チャート（サンプル名及び測定日を含む。）、分散染色法写真等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、報告書の報告年月日、県の受付年月日、指導の相手方の所在地、名称、代表者の職及び氏名、電話番号並びに印影、指導票の発出年月日、指導対象解体工事が行われた建物の名称及び用途、アスベスト分析・測定報告書の提出年月日、測定法人の印影、試料採取年月日、試験実施期間、試料の受付年月日、サンプル名、測定日並びに指導の相手方の担当者の氏名である。

文書 11 には、報告書の報告年月日、県の受付年月日、改善通知を発出

した年月日、立入検査年月日、指導の相手方の名称並びに施設の名称及び所在地その他指導の相手方が識別できる部分、指導の相手方の施設の代表者の職、氏名及び個人の印影、改善通知に対する報告内容等が記載されている。

このうち不開示とした部分は、報告書の報告年月日、県の受付年月日、改善通知を発出した年月日、立入検査年月日、指導の相手方の名称並びに施設の名称及び所在地その他指導の相手方が識別できる部分並びに指導の相手方の施設の代表者の職、氏名及び個人の印影である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

文書1の指導の相手方の担当者の氏名並びに監理技術者の氏名及び資格者証交付番号、文書3の指導の相手方の担当者の氏名、文書4の現場責任者の氏名及び石綿作業主任者の氏名、文書6の指導の相手方の担当者の職及び氏名、文書7の指導の相手方の担当者の氏名、文書8の苦情申立者の氏名、電話番号、職業その他苦情申立者を識別できる部分並びに指導の相手方の担当者の職及び氏名、文書10の指導の相手方の担当者の氏名並びに文書11の指導の相手方の施設の代表者の職、氏名及び個人の印影（以下「個人の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、個人の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当しない。また、個人の氏名等における個人は公務員等ではないため、同号ただし書ハに該当しない。さらに、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、個人の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 文書1の指導の相手方の名称、代表者の職及び氏名、所在地並びに建設業の許可番号、文書3の指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、文書4の指導の相手方の名称、代表者の職及び氏名、所在地、電話番号、FAX番号並びに電子メールアドレス並びに現場責任者の連絡先、文書5の指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、文書6の指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、文書7の指導票を発出した相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、文書8の指導票を発出した相手方の名称、所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号、文書9の改善通知を発出した相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、文書10の指導の相手方の所在地、名称、代表者の職及び氏名、電話番号並びに印影並び

に文書 11 の指導の相手方の名称（以下「指導の相手方の名称等」という。）は、行政指導の相手方を特定することが可能となる情報である。

指導票又は改善通知を発出するといった行政指導については、相手方の任意の協力により実施されるものであり、行政指導の内容について公表を前提とするものではなく、当然、指導の相手方の名称等についても公表対象ではない。

行政指導の相手方の名称等を開示した場合、当該行政指導の内容にかかわらず、行政指導を受けたという事実が公になることで、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、指導の相手方の名称等は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

イ 文書 1 の苦情受付年月日、立入検査対象建物の名称及び所在地、建設業の許可年月日、立入検査年月日、指導票を発出した年月日その他処理経過年月日、現場見取図並びに建設リサイクル法に基づく届出文書番号、文書 2 の立入検査予定日、廃棄物監視指導室が尾張県民事務所に連絡した年月日、大気環境課からの連絡の受信日、苦情申立受信日、苦情対象建物の名称及び所在地、苦情対象建物の事業者の廃業日並びに解体工事に当たって必要な届出の名称、文書 3 の指導票を発出した年月日及び指導対象解体工事が行われた建物の名称、文書 4 のファクシミリ発信年月日、指導対象解体工事が行われた建物の名称、調査終了年月日、看板表示日並びに解体工事期間、文書 5 の指導票を発出した年月日、立入検査年月日及び指導対象解体工事が行われた建物の所在地、文書 6 の苦情受付年月日、立入検査対象建物の所在地及び名称、立入検査年月日、アスベスト除去工事実施予定月、指導票を発出した年月日、現場見取図並びに現場写真、文書 7 の指導票を発出した年月日並びに指導対象解体工事が行われた建物の所在地及び所有者の氏名、文書 8 の苦情受付年月日、立入検査対象建物の所在地、名称及び業種、建設リサイクル法に関する届出年月日、立入検査年月日、指導票を発出した年月日その他処理経過年月日、現場見取図、現場写真、建設リサイクル法に基づく届出書一式、産業廃棄物処理業許可証一式、アスベスト分析に係る試験報告書の県への提出年月日、アスベスト分析に係る報告機関の文書番号及び報告年月日、試料採取日並びに試験対象建物の所在地及び所有者氏名、文書 9 の文書番号、改善通知を発出した年月日、改善通知を発出した相手方が識別できる部分、アスベスト濃度測定を実施した年月日、改善通知対象アスベスト除去工事が行われた建物の所在地及び名称、アスベスト除去作業の実施方法等の検討結果報告期限並びにアスベスト濃度測定結果、文

書 10 の報告書の報告年月日、県の受付年月日、指導票の発出年月日、指導対象解体工事が行われた建物の名称及び用途、アスベスト分析・測定報告書の提出年月日、試料採取年月日、試験実施期間、試料の受付年月日、サンプル名並びに測定日並びに文書 11 の報告書の報告年月日、県の受付年月日、改善通知を発出した年月日、立入検査年月日並びに指導の相手方の施設の名称及び所在地その他指導の相手方が識別できる部分(以下「指導票発出年月日等」という。)は、その他の開示可能な行政文書と照合することで、指導の相手方を特定することができる情報である。

ここで述べたその他の開示可能な行政文書とは、例えば、指導票又は改善通知を発出した年月日に指導実施機関である尾張県民事務所、西三河県民事務所又は新城設楽山村振興事務所が立入検査を行った記録等である。立入検査自体は、特に法令違反の有無にかかわらず、通常環境保全事務の一環として関係法令等に基づき実施するものであるため、立入検査記録における事業者の名称、立入検査年月日、施設又は事業場の名称等については、事業者の利益を害するおそれがある情報とはみなしておらず、開示請求があった際には開示している情報であるため、それらと照合することで、指導の相手方である事業者を特定することができる。よって、前記アで述べたとおり、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、指導の相手方の特定につながる情報である指導票発出年月日等は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ 文書 8 のアスベスト分析に係る報告機関の印影及び文書 10 の測定法人の印影(以下「法人の印影」という。)は、試験報告書又は分析・測定報告書という事物の証明のために押印されたものであり、報告書を発行した法人において、その印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められないため、その印影は法人の事業活動における内部管理情報である。

したがって、法人の印影は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

文書 3、文書 5 及び文書 7 の指導票並びに文書 9 の改善通知は、文書による行政指導であり、行政処分に該当するものではない。あくまで行政指導は、法違反又はそのおそれのある事柄について改善を図る等の目的のため、指導の相手方の任意の協力によって実施されるものである。

前記(3)ア及びイのとおり、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等を開示すると、行政処分的事实を公表している改善命令等と同じ扱いになってしまい、相手方の任意の協力が今後得られなくなるおそれがある。

この場合、相手方の任意の協力に基づく正確な事実の把握が困難となるおそれがあり、さらに所要の手続を経て行う必要が生じることから、迅速な指導・改善が困難となり、県が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「アスベスト除去工事において指導を受けるような違反行為があった以上、その事実は公表されるべきであり、仮にそれによって何らかの不利益があったとしても、法違反によるものである以上、「当該法人の正当な利益を害する」ことにはならず、本件処分は不当である。」と主張している。

また、異議申立人は、「法違反を犯した企業名の公表などは、再発防止などを目的に行政が報道発表などで日常的かつ積極的に実施していることであり、…」と主張している。

しかし、前記(1)のとおり、本件行政文書のうち、文書1から文書4までの事案は、事前調査の結果が掲示されていなかったため、事前調査の実施及びその結果の掲示等を行うよう指導票を発出することにより行政指導を行ったものであり、文書5、文書6及び文書10の事案は、解体中の建物に隣接する今後解体予定の建物に吹付け石綿が使用されているおそれがあったため、あらかじめ吹付け石綿の有無の確認等を行うよう指導票を発出することにより行政指導を行ったものであり、文書7及び文書8の事案は、事前確認では吹付け石綿がないものとして解体工事を開始したところ、天井をはがした裏側に吹付け石綿と思われる物が確認されたため、石綿の有無の確認等を行うよう指導票を発出することにより行政指導を行ったものであり、文書9及び文書11の事案は、敷地境界又はその外側ではない箇所を高濃度のアスベストが確認されたため、高濃度が発生した原因の究明等を行うよう改善通知を発出することにより行政指導を行ったものである。よって、今回の指導票又は改善通知の発出による行政指導は、一般に報道発表されているような行政処分とは異なる。したがって、前記(3)のとおり、行政指導の内容について公表を前提とするものではない。また、指導の相手方の名称についても公表対象ではなく、ましてや公表を「報道発表などで日常的かつ積極的に実施」するものではない。

イ 異議申立人は、「指導票交付日については、交付日を明らかにすることにより、「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、およそ考えられない。すでに述べたように、…指導年月日なども当然公

表されている。」と主張している。

しかし、前記(3)イのとおり、指導票発出年月日等は、その他の開示可能な行政文書と照合することで、指導の相手方を特定することが可能となる情報であるため、不開示としている。

ウ 異議申立人は、「たとえば、県ホームページには、2013年12月26日付け「豚肉の不適正表示等に関する JAS 法及び景品表示法に基づく指示について」と題する記者発表において、指導した事業者名や指導日を公表しており、このことから県においてもこれらが公表事項であることは明らか。」と主張している。

しかし、異議申立人が主張する事例は、当時の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。平成 27 年 4 月 1 日から「農林物資の規格化等に関する法律」と名称変更）第 19 条の 14 の 2 の規定により、指示が行われた場合は公表することが定められていることから、公表が行われたものである。

一方、指導票又は改善通知の発出に際しては、公表することが法令等に基づき定められているものではないため、前記の事例と同様に取り扱わなければならないものではない。

エ 異議申立人は、「当該の開示請求内容は、アスベスト除去工事における指導内容についてであり、アスベストの漏えい事故などが起これば、国民の命にかかわる重要な事柄である。仮に上記のいずれもがなんらかの「支障」に当たるとしても、開示する必要がある。」と主張している。

しかし、本件行政文書の事案については、周辺的生活環境への影響を及ぼすものではないと考えられたため、行政処分ではなく、行政指導を行っており、また、相手方は行政指導に従っていることから、当該文書に記載された指導の相手方を開示することにより事業者が被るおそれのある不利益を上回るような公益上の必要性が認められるものではなく、条例第 9 条の「公益上の理由による裁量的開示」に該当するものではない。また、前記(3)アのとおり、当該行政指導の内容について公表することは妥当ではない。

オ 異議申立人は、「県においても、たとえば、2006 年 7 月 20 日付の一部開示決定「18 海総第 21 号」で開示された指示書や指導票のように、今回非開示とされた内容について何の問題もなく開示してきた経緯があり、今回の決定は明らかに不当。」と主張している。

平成 18 年 7 月 20 日付け 18 海総第 21 号の一部開示決定で開示された指示書及び指導票は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業者に対して行った行政指導に係る文書である。産業廃棄物の処理が不適正に行われた場合には、その周辺的生活環境を悪化させ、周辺住民の生命、健

康等に支障を生じさせる可能性があることから、その不適正処理の実態やこれに対する指導及び是正措置の内容を明らかにするための情報は、こうした周辺住民の支障の発生を未然に防ぐためにも、また、周辺住民に対する心理的な不安を除去する上でも、これを開示することが強く求められているものである。このため、産業廃棄物処理業者は、当該不適正処理の実態やこれに対する指導及び是正措置の内容が公にされることは、社会通念上受忍すべき立場にあるというべきであることから、これらが公にされることによって産業廃棄物処理業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。したがって、廃棄物処理法に基づく行政指導に係る文書にあっては、一般的に法人の事業活動情報として不開示とされる部分であっても、個人情報、行政運営情報等を除き、基本的に開示している。

一方、本件行政文書は、大気汚染防止法に基づき、解体工事を行っている建設業者に対して、周辺的生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられたため、行政処分ではなく、行政指導を行った文書である。指導の相手方の名称等は、前記(3)アのとおり、開示した場合、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、開示していない。また、指導票発出年月日等は、前記(3)イのとおり、その他の開示可能な行政文書と照合することで、指導の相手方を特定することが可能となる情報であることから、開示していない。

5 諮問案件の併合について

異議申立人 A が提起した異議申立ての案件である諮問第 1395 号に係る行政文書は、異議申立人 B が提起した異議申立ての案件である諮問第 1399 号に係る行政文書に全て包含されており、いずれの異議申立ての内容も同一であることから、当審査会は、両諮問案件を併合して審議を行い、答申をすることとした。

6 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることの

ないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、工事において大気汚染防止法のアスベスト関係で県が行政指導をした4件の事案に係る文書である。4件の担当部署の内訳は、尾張県民事務所が1件、東三河総局新城設楽振興事務所が1件、西三河県民事務所が2件である。なお、諮問第1395号に係る開示請求と諮問第1399号に係る開示請求は同時期に提出されたが、諮問第1395号に係る開示請求は、東三河総局新城設楽振興事務所及び西三河県民事務所の管内に限る内容であったため、尾張県民事務所の事案に係る文書は諮問第1395号の対象とはなっていない。

実施機関は、別表の1から5までの2欄に掲げる部分のうち、個人の氏名等を条例第7条第2号に、法人の印影を同条第3号イに、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等を同条第3号イ及び第6号に該当するとして、不開示としている。

なお、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨によれば、少なくとも法人の印影については、異議申立ての対象となっていないことが認められる。よって、当審査会においては、以下、個人の氏名等、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、個人の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 個人の氏名等は、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

そして、個人の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当しない。また、個人の氏名等が同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないこと

は明らかである。

以上のことから、個人の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

なお、同号ただし書は、同号イ又はロに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 各事案の内容について

当審査会において、実施機関に確認したところ、本件行政文書に係る各事案の内容は、次のとおりであるとのことである。

(ア) 文書 1 から文書 4 までの事案は、苦情申立てを受け、解体工事中の建物に立入検査をしたところ、事前調査の結果の揭示がされていなかったため、工事の施行業者に対し指導票で行政指導を行い、指導の相手方は、行政指導に従って速やかに揭示した事案であるとのことである。

この事案は、調査結果の揭示をしていなかったものの、調査は解体工事開始前に行っていたことから、違法性はあるものの、悪質なものではないと考えられ、調査結果の揭示に係る違反自体に法律上、罰則はないとのことである。

(イ) また、文書 5、文書 6 及び文書 10 の事案は、苦情申立てを受け、解体工事中の建物に立入検査をしたところ、当該建物に吹付け石綿は使用されていなかったが、解体工事予定の隣接する建物に吹付け石綿が使用されているおそれがあったため、その有無を確認し、報告するよう工事の施行業者に対し指導票で行政指導をしたところ、確認の結果が報告された事案であるとのことである。

この事案は、特定粉じん排出等作業実施届出書も提出されており、

違法性は確認されなかった事案であるとのことである。

- (ウ) そして、文書 7 及び文書 8 の事案は、事前確認では吹付け石綿が使用されていないものとして工事の施行業者が工事を開始した解体工事において、苦情申立てを受け、解体工事中の建物に立入検査をしたところ、天井をはがした裏側に吹付け石綿と思われる物が確認されたため、その有無を確認し、報告し、必要な場合は大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書を提出するよう工事の施行業者に対し指導票で行政指導をした事案であるとのことである。

当時の大気汚染防止法では吹付け石綿の使用の有無の事前調査は義務付けられておらず、工事途中で吹付け石綿が見つかることはあり得、この事案は、特定粉じん排出等作業実施届出書が提出され、除去作業が適正に行われていることを確認しており、違法性は確認されなかった事案であるとのことである。

- (エ) さらに、文書 9 及び文書 11 の事案は、立入検査を行ったところ、作業場の敷地内で高濃度のアスベストが確認されたため、原因を究明し、及び作業の実施方法等について再検討するよう工事の施行業者に対し通知文書で行政指導をしたところ、作業基準を遵守するなどの報告がされた事案であるとのことである。

この事案の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定結果が周辺の生活環境に影響を及ぼすものであるかどうかについては、県が毎年行っている一般環境中におけるアスベスト濃度との比較を行っており、また、WHO（世界保健機関）環境保健クライテリアや大気汚染防止法により定められたアスベストを発生させる施設を設置する工場・事業場の敷地境界基準を踏まえ、1 リットルに 10 本以上のアスベストが確認された場合は、周辺の生活環境に影響があるものとして、公表することとしているが、この事案の敷地境界におけるアスベスト濃度の値はそのようなものではなかったとのことである。

- ウ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

実施機関によると、本件行政文書の事案に係る行政指導の内容については、公表を前提とするものではないとのことである。

また、不開示とした指導票発出年月日等は、開示可能な行政文書である立入検査記録等と照合することで、指導の相手方を特定することができる情報であるとのことである。

したがって、特定の事業者が本件行政文書の事案に係る行政指導を受けたという事実を明らかにした場合は、当該行政指導の内容にかかわらず、当該事業者自身が重大な違法行為を犯したなどと疑念を持たれるおそれがあり、その結果、特定の事業者の社会的評価を不当に損ね、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると

認められる。

よって、指導の相手方の名称等及び指導の相手方を特定することができる情報である指導票発出年月日等は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

エ 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性について

条例第 7 条第 3 号ただし書の「公にすることが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいい、事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実には発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。

本件行政文書の事案の内容は、前記イのとおりであり、人の生命、健康等への危害又は支障の発生の蓋然性が高いとまでは認められない。

したがって、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これらを公にしないことによる事業者の利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者の利益を上回るとまではいえない。

よって、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等は、条例第 7 条第 3 号ただし書に該当しない。

オ 以上のことから、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等は、条例第 7 条第 3 号に該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。

この考え方に基づき、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 行政指導は、相手方の任意の協力により実施されるものである。また、前記(4)ウで述べたとおり、本件行政文書の事案に係る行政指導の内容については、公表を前提とするものではないとのことである。

行政指導に応ずる事業者は、行政指導の内容が公開されるとは必ずし

も想定しておらず、これを実施機関が公開するとなれば、実施機関と事業者の信頼関係が損なわれ、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、今後、行政指導の手法による相手方の任意の協力による迅速な解決が困難となり、県が行う大気の汚染に係る環境保全の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等を開示することによって将来中皮腫などを患った人がどこでアスベストを吸い込んだか探すときの手掛かりになるのではないかといった開示による利益も考えられるところではある。しかし、本件行政文書の事案の内容は、前記(4)イのとおりであり、周辺的生活環境に影響があるものとして公表するようなものでないにもかかわらず、開示することにより行政指導の対象となるような悪質な事業者であるという印象を与え、事業者との信頼関係を損なうことになり、前記で述べたおそれがあることからすれば、本件行政文書における指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等については、開示によって得られる利益が開示によって保護される利益を上回るとは認められない。

したがって、指導の相手方の名称等及び指導票発出年月日等は、条例第7条第6号に該当する。

(6) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人 A 及び B は、その他種々主張しているが、別表の 1 から 5 までの 2 欄に掲げる部分のうち異議申立ての対象となった部分の開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、異議申立人 A 及び B のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 平成 27 年 5 月 1 日付け 27 尾環第 404 号の一部開示決定（尾張県民事務所 環境保全課）

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分
公害苦情受付・処理簿及びそれに付随する写真及び添付書類一式	
文書 1 公害苦情受付・処理簿	・指導の相手方の担当者の氏名並びに監理技術者の氏名及び資格者証交付番号 ・苦情受付年月日、立入検査対象建物の名称及び所在地、指導の相手方の名称、代表者の職及び氏名、所在地並びに建設業の許可番号及び許可年月日、立入検査年月日、指導票を発出した年月日その他処理経過年月日、現場見取図並びに建設リサイクル法に基づく届出文書番号
文書 2 廃棄物監視指導室からの連絡文書	・立入検査予定日、廃棄物監視指導室が尾張県民事務所に連絡した年月日、大気環境課からの連絡の受信日、苦情申立受信日、苦情対象建物の名称及び所在地、苦情対象建物の事業者の廃業日並びに解体工事に当たって必要な届出の名称
文書 3 指導票(写)	・指導の相手方の担当者の氏名 ・指導票を発出した年月日、指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名並びに指導対象解体工事が行われた建物の名称
文書 4 事業者からのファクシミリ文書	・現場責任者の氏名及び石綿作業主任者の氏名 ・指導の相手方の名称、代表者の職及び氏名、所在地、電話番号、FAX 番号並びに電子メールアドレス、ファクシミリ発信年月日、指導対象解体工事が行われた建物の名称、調査終了年月日、看板表示日、解体工事期間並びに現場責任者の連絡先

2 平成 27 年 4 月 28 日付け 27 新環第 55-1 号及び同年 5 月 7 日付け 27 新環第 55-2 号の一部開示決定（東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課）

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分
文書 5 指導票(写)	・指導票を発出した年月日、指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、立入検査年月日並びに指導対象解体工事が行われた建物の所在地

文書 6 公害苦情受付・処理簿	・指導の相手方の担当者の職及び氏名 ・苦情受付年月日、立入検査対象建物の所在地及び名称、指導の相手方の名称並びに代表者の職及び氏名、立入検査年月日、アスベスト除去工事実施予定月、指導票を発出した年月日、現場見取図並びに現場写真
--------------------	--

3 平成 27 年 4 月 28 日付け 27 西環第 381-1 号及び同年 5 月 7 日付け 27 西環第 381-2 号の一部開示決定（西三河県民事務所環境保全課）

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分
文書 7 指導票(写)	・指導の相手方の担当者の氏名 ・指導票を発出した年月日、指導票を発出した相手方の名称並びに代表者の職及び氏名並びに指導対象解体工事が行われた建物の所在地及び所有者の氏名
文書 8 公害苦情受付・処理簿	・苦情申立者の氏名、電話番号、職業その他苦情申立者を識別できる部分並びに指導の相手方の担当者の職及び氏名 ・アスベスト分析に係る報告機関の印影 ・苦情受付年月日、立入検査対象建物の所在地、名称及び業種、建設リサイクル法に関する届出年月日、指導票を発出した相手方の名称、所在地、郵便番号、電話番号及び FAX 番号、立入検査年月日、指導票を発出した年月日その他処理経過年月日、現場見取図、現場写真、建設リサイクル法に基づく届出書一式、産業廃棄物処理業許可証一式、アスベスト分析に係る試験報告書の県への提出年月日、アスベスト分析に係る報告機関の文書番号及び報告年月日、試料採取日並びに試験対象建物の所在地及び所有者氏名
文書 9 特定粉じん排出等作業実施に伴うアスベスト濃度測定結果について（通知）	・文書番号、改善通知を発出した年月日、改善通知を発出した相手方の名称並びに代表者の職及び氏名その他改善通知を発出した相手方が識別できる部分、アスベスト濃度測定を実施した年月日、改善通知対象アスベスト除去工事が行われた建物の所在地及び名称、アスベスト除去作業の実施方法等の検討結果報告期限並びにアスベスト濃度測定結果

4 平成 27 年 5 月 29 日付け 27 新環第 55-3 号及び同年 6 月 5 日付け 27 新環第 55-4 号の一部開示決定（東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課）

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分
文書 10 事業者からの報告書	・指導の相手方の担当者の氏名 ・測定法人の印影 ・報告書の報告年月日、県の受付年月日、指導の相手方の所在地、名称、代表者の職及び氏名、電話番号並びに印影、指導票の発出年月日、指導対象解体工事が行われた建物の名称及び用途、アスベスト分析・測定報告書の提出年月日、試料採取年月日、試験実施期間、試料の受付年月日、サンプル名並びに測定日

5 平成 27 年 5 月 29 日付け 27 西環第 381-3 号及び同年 6 月 5 日付け 27 西環第 381-4 号の一部開示決定（西三河県民事務所環境保全課）

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分
文書 11 報告書	・指導の相手方の施設の代表者の職、氏名及び個人の印影 ・報告書の報告年月日、県の受付年月日、改善通知を発出した年月日、立入検査年月日、指導の相手方の名称並びに施設の名称及び所在地その他指導の相手方が識別できる部分

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 7. 24	諮問第 1395 号 諮問
27. 8. 3	諮問第 1396 号 諮問
27. 8. 24	諮問第 1399 号 諮問 (諮問第 1396 号と併合)
28. 6. 2	実施機関から不開示理由説明書 (諮問第 1395 号) を受理
28. 6. 9	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書 (諮問第 1395 号) を送付
28. 8. 8	異議申立人から意見書 (諮問第 1395 号) を受理
28. 8. 29 (第 498 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 11. 1	実施機関から不開示理由説明書 (諮問第 1399 号) を受理
28. 11. 8	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書 (諮問第 1399 号) を送付
29. 1. 23	異議申立人から意見書 (諮問第 1399 号) を受理
29. 3. 1 (第 514 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取

同 日	審議
29. 3. 22 (第 515 回審査会)	異議申立人の意見陳述
29. 6. 1 (第 521 回審査会)	審議
29. 7. 11 (第 525 回審査会)	審議
29. 8. 18	答申